

現代の市町村生涯学習センターの役割について －恵那市生涯学習まちづくりセンターの事例から－

横山 幸司

(滋賀大学／前恵那市生涯学習まちづくりセンター)

【要旨】

市区町村など基礎自治体が設置する生涯学習センターの役割については、法的な規定がない。従って、中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」（平成2年1月30日答申）等に掲げられた機能に準じて運営されているのが実態であろう。しかし、答申から20年以上が経ち、昨今の自治体を取り巻く環境の変化の中で、生涯学習センターの役割にも変化が求められていると考える。

そこで、本稿では、直近の生涯学習センター等に関する公的調査である平成23年度文部科学省委託調査「生涯学習センター・社会教育施設の状況及び課題分析等に関する調査」報告書と平成24年7月に岐阜県恵那市に設置された「恵那市生涯学習まちづくりセンター」の事例をもとに、現代の市町村生涯学習センターの役割について考察した。

1. はじめに

市区町村など基礎自治体が設置する生涯学習センター（以下、「市町村生涯学習センター」という。）については、法的な規定がない。従って多くの基礎自治体では、都道府県の設置する生涯学習センターに準じた機能を備える機関を生涯学習センターとしているのが実態であろう。

都道府県の生涯学習センターについては、中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」（平成2年1月30日答申）において「今後は特に、生涯学習に関する情報を提供したり、各種の生涯学習施設相互の連携を促進し、人々の生涯学習を支援する体制を整備していくことが重要である。このため、それぞれの地域の生涯学習を推進するための中心機関となる『生涯学習推進センター』を設置することが必要」と提言され、生涯学習推進センターの機能として、次の点が挙げられた。

- i) 生涯学習情報の提供及び学習相談体制の整備充実に関すること
- ii) 学習需要の把握及び学習プログラムの研究・企画に関すること
- iii) 関係機関との連携・協力及び事業の委託に関すること
- iv) 生涯学習のための指導者・助言者の養成・研修に関すること
- v) 生涯学習の成果に対する評価に関すること
- vi) 地域の実情に応じて、必要な講座等を主催すること

なお、放送大学との連携・協力を行うこと

これらの機能については、当答申を受けて制定された「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」（平成2年6月29日公布）（以下、「生涯学習振興法」と

いう。)の第3条第1項で都道府県教育委員会の事業として次のように定められた。

(生涯学習の振興に資するための都道府県の事業)

第3条 都道府県の教育委員会は、生涯学習の振興に資するため、おおむね次の各号に掲げる事業について、これらを相互に連携させつつ推進するために必要な体制の整備を図りつつ、これらを一体的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

一 学校教育及び社会教育に係る学習(体育に係るものを含む。以下、この項において「学習」という。)並びに文化活動の機会に関する情報を収集し、整理し、提供すること。

二 住民の学習に対する需要及び学習の成果の評価に関し、調査研究を行うこと。

三 地域の実情に即した学習の方法の開発を行うこと。

四 住民の学習に関する指導者及び助言者に対する研修を行うこと。

五 地域における学校教育、社会教育及び文化に関する機関及び団体に対し、これらの機関及び団体相互の連携に関し、照会及び相談に応じ、並びに助言その他の援助を行うこと。

六 全各号に掲げるもののほか、社会教育のための講座の開設その他の住民の学習の機会の提供に関し必要な事業を行うこと。

以上のように、主に6つに集約される機能が生涯学習センターに求められる機能といえる。しかし、これらの機能は、都道府県を想定していることから、必ずしも市町村生涯学習センターが兼ね備えなければいけない機能とはいえないだろう。別の言い方をすれば、都道府県生涯学習センターと市町村生涯学習センターとでは、自ずとその役割や強調すべき機能が違ってくると考えられる。さらには、近年の地方自治体や地域社会を取り巻く激しい環境の変化に対応して、上記の答申や法律制定時に比べ、生涯学習センターに求められる役割もまた変化してきていると考えられる。

そこで本稿では、はじめに直近の生涯学習センター等に関する公的調査である平成23年度文部科学省委託調査「生涯学習センター・社会教育施設の状況及び課題分析等に関する調査」報告書(以下、「調査」という。)により、市町村生涯学習センターの役割を巡る論点を整理し、続いて筆者が設立に参加した岐阜県恵那市の「恵那市生涯学習まちづくりセンター」(平成24年7月設置)の事例をもとに、現代の市町村生涯学習センターの役割について考察することとしたい。

2. 市町村生涯学習センターの役割を巡る論点

(1) 都道府県生涯学習センターと市町村生涯学習センターの違い

都道府県生涯学習センターと市町村生涯学習センターの役割において、大きく違う点はいったい何であろうか。

前述の平成23年度文部科学省委託調査では、全国の都道府県ならびに市区町村生涯学習センター¹⁾(N=957)に対し、センターの実施する生涯学習関連事業(A学習情報の提供、B学習相談、C学習需要の把握、D学習プログラムの企画、E地域の実情に応じた講座の実施、F指導者・支援者等の養成・研修、G学習成果に対する評価、H学習成果の活用、I調査研究のテーマ、J関係機関との連携・ネットワーク形成)の実施状況ならびに事業の重視度(非常に重視、ある程度重視、あまり重視せず、取り組んでいない)を調査している。

その結果をみると、都道府県では、「指導者・支援者等の養成・研修」を「非常に重視」

する割合が最も高く、市区町村では、「地域の実情に応じた講座の実施」を「非常に重視」する割合が最も高い結果となっている。

このことから推察されるのは、都道府県生涯学習センターにおいては、市区町村の職員をはじめ、県内の社会教育関係者等に対する研修機能がセンターの大きな役割の一つとして考えられているという点である。広域行政を担う都道府県の一般的な役割に比例するものといえよう。

一方、市町村生涯学習センターにおいては、研修機能は県等に任せ、むしろ、地域という現場に近い立場から、市民大学等の講座の実施に力を入れているという姿が浮かびあがってくる。市民大学等の拠点が市町村生涯学習センターであることも多いと思われる。従って、市町村生涯学習センターの役割を考えるとときには、市民大学等のシステムについても表裏一体で考える必要があろう。

その他の項目をみると、「学習情報の提供」「学習プログラムの企画」「関係機関との連携・ネットワークの形成」等は都道府県、市区町村いずれにおいても重視度が高くなっている。これらの機能は、自治体規模にかかわらず生涯学習センターの普遍的な役割であるといえよう。

(2) 首長部局と教育委員会所管の違い

同調査では、所管部署の変更についても調査を行っている。それによれば、生涯学習センターのうち、所管部署の変更があったものは全体で約3割を占め、特に人口10万人以上では5割前後で、教育委員会から首長部局への変更が行われている。すなわち、生涯学習行政の一般行政化が進んでいるということである。

このことは同時に、生涯学習センターの所管する事務分掌についても変更を迫るものといえる。つまり、従来の生涯学習センターは教育委員会内の社会教育を中心とした分野を所管事務としていたが、一般行政化によって、例えば首長部局の市民活動支援分野や地域づくりなど広く他の自治体政策に関わる分野を所管せざるを得ない状況になってきたのである。行財政改革の観点から、市民活動支援センターや文化センター、男女共同参画センター等と生涯学習センターが一つに統合されるケースも少なくない。

しかし、そもそも生涯学習政策は、教育委員会分野に限られたものではなく、自治体政策すべての分野における“学び”の部分を所管すべきであり、その拠点となる生涯学習センターも教育委員会所管か首長部局所管かという問題ではなく、全庁的な機関として設置されるべきものである。だが、冒頭の生涯学習振興法によって歴史的に教育委員会に多く設置されてきたために、近年の一般行政化において、多少の混乱を生じているのが現状であろう。

その代表的なものに、職員の専門性の問題がある。同調査においても、生涯学習センターが、地域づくりや生涯学習推進の役割・機能を果たしていく上での課題を記述方式できているが、「専門職員の確保」など「人材面」での課題が多くあげられている。

この中には、従来の生涯学習センターに配置されていた社会教育主事等の専門職員が、教育行政については専門性を持っていても、一般行政に対しては専門性を持っておらず、地域の課題等に対処できないというケースも含まれていると考えられる。

生涯学習センターの役割の変化に比例して、職員の専門性についても変化が求められて

いる。

(3)地域づくりとの関わり

同調査では、地域づくりに関する取組状況についても、都道府県・市区町村別、教育委員会・首長部局別に調査している。

その結果をみると、地域づくりに関する取組は、都道府県、市区町村ともに「多様な学習機会の提供」が最も多い。都道府県では、次いで「地域のリーダー養成・活用の推進」「地域への学習効果の還元」が多く、市区町村では、「住民同士の関係（つながり）構築への取組」が多くなっている。所管別にみると、首長部局の方が教育委員会よりも、地域づくりに関する取組が盛んとなっている。

このことから何が読み取れるだろうか。第一に、地域づくりの分野においても都道府県の役割は、地域のリーダーといった指導者層の養成・研修機能が期待されているが、それに比べ、市区町村では、身近な住民同士の関係構築に重点が置かれているという点である。このことは、市区町村の現場においては生涯学習の出口が、必ずしも指導者等の育成にないということを表していると考えられる。別の言い方をすれば、各自治体においては、市民大学等の生涯学習講座を修了した先に、NPO等への市民活動への移行が盛んに奨励されたり、〇〇支援士などの人材認証制度が設けられているケースも多いが、市区町村の現場においては、必ずしも、NPO活動や特別な人材認証を求めているわけではなく、身近な地域のつながりの中で、必要な知識を学び、地域を担う人材の育成に貢献する生涯学習が望まれているということではなかろうか。

第二に、地域づくりへの取組は教育委員会よりも首長部局所管のほうに適しているという点である。

生涯学習センターの一般行政化のメリットとして、同調査では、「柔軟な運営が可能となった」「住民の要望や地域課題等踏まえた取組がしやすくなった」との回答が多くなっている。一方、デメリットとしては、「学校教育関係者や社会教育団体との連携がしにくくなった」「専門性を有する職員の配置が難しくなった」という回答が多くなっている。

この結果は当然といえば当然であるが、従来の教育委員会所管の生涯学習センターは教育委員会内の事務しか対象にしてこなかったし、そのネットワークも学校や公民館など、学校教育や社会教育分野に限られていた。しかし、一般行政化することによって、その事務分掌は、広く自治体政策全般に及び、そのネットワークも首長部局の機関にも広がることになったのである。従って、生涯学習センターが持つコーディネート機能も、より広範囲なものにならざるを得ないのである。それは換言するならば、地域づくりへの対応ということになろう。現在のところ、地域づくりへの対応は、首長部局所管の生涯学習センターが長けているが、教育委員会所管の生涯学習センターには、学校や公民館といった地域に根ざしたネットワークがあるのだから、それを幅広く地域づくりへ活かしていくことが求められている。

以上、市町村生涯学習センターの役割について、大きく3つの論点に整理してきたが、これらの論点を踏まえ、実際の市町村生涯学習センターは、どのような役割を担い、あるいは期待されているのか、次節で、恵那市の事例をみていくこととする。

3. 恵那市の生涯学習のまちづくり

恵那市（えなし）は、岐阜県の南東部に位置する市である。2004年10月25日に旧恵那市と旧恵那郡南部の山岡町、明智町、岩村町、上矢作町、串原村の1市4町1村が合併し、現在の新しい恵那市となった。

岩村町地区は、江戸時代には岩村藩が置かれ、江戸末期の儒学者佐藤一斎のほか、明治期には下田歌子（女子教育）、三好学（植物学）などを輩出した教育藩として有名である。

特筆すべきは、市町村合併直後の2005年1月から地方自治法に基づく地域自治区を設置し（当初は旧市町村単位に6地区、2007年4月より旧恵那市内に8地区を設置し、現在合計13地区）、地域ごとに特色あるまちづくり（地域自治・市民自治）を進めている点と、並行して平成23年（2011年）には「生涯学習都市 三学のまち恵那宣言」を行うなど、生涯学習のまちづくりを進めている点にある。

これまでの恵那市の生涯学習のまちづくりの歩みを振り返っておくと、平成19年に、地元の財団から図書館施設と図書資料などの寄贈を受けて恵那市中央図書館がスタートした。このことが、後の生涯学習推進計画「恵那市三学のまち推進計画」の策定とその大きな柱の一つとしての読書教育の推進につながる契機となった。

加えて、平成21年には、ふるさとの先人を通して、まちづくり、人づくり、心そだてを目指す自治体の集まりである嚶鳴フォーラム²⁾を、地元の先人佐藤一斎の没後150年に合わせて開催している。この幕末の儒学者佐藤一斎の言葉「三学戒」³⁾が現代の生涯学習と通じるものであったことから、「生涯学習のまちづくり」が新恵那市のアイデンティティとして進められていくことになる。

平成22年には、およそ1年をかけて各地域自治区に置かれている地域協議会、自治会の代表などの住民や商工会、観光協会などの経済界関係者、文化振興会、公民館などの社会教育関係者など地域の様々なセクターのメンバーからなる策定市民委員会の手でつくられた生涯学習推進計画「恵那市三学のまち推進計画－生涯学習『市民三学運動』の推進に向けて－」（以下、「三学のまち推進計画」という。）が策定された。

以後、この計画に基づき、策定市民委員会から移行した市民三学運動推進委員会（地域には市民三学地域委員会）の設置ならびに市民三学地域塾費等の財政支援制度等が整備されていった。

「三学のまち推進計画」は、政策の柱として三つの柱がある。すなわち、「読書のすすめ」「求めて学ぶ」「学んで生かす」である。

「読書のすすめ」は、中央図書館を学びの場、読書推進の核として、小中学校や各コミュニティセンターなどとのネットワークを強化し、連携しながら、子どもも大人も高齢者も、生涯にわたって楽しく学ぶことができる「読書のまち」をめざすものである。

「求めて学ぶ」は、市民がいつでもどこでも自ら求めて主体的な学びができるよう支援を図るものである。従来の公民館活動の活性化や文化活動、家庭教育、青少年教育、スポーツの振興などが含まれている。特色的なのは先人教育に力を入れている点である。

「学んで生かす」は、生涯学習で得た成果をまちづくりやボランティアなど地域や社会に還元し、さらにその活動から生まれた新たな課題を学ぶ。このような学びのサイクルを構築していくことを目標とするものである。前述の市民三学運動推進委員会ならびに市民

三学地域委員会による活動や地域自治区との連携が謳われている。

そして、平成23年には、「生涯学習都市三学のまち恵那宣言」を制定し、内外に生涯学習都市を宣言したのである。また、同年度より、公民館をコミュニティセンターに改称し、センター長は市長部局の振興事務所長が兼ねることになった。このことは、恵那市のまちづくりが、生涯学習の推進と同時に地域自治の促進を図ることを目的としていることの大きな現れである。

平成24年には、初めて生涯学習政策を専任とする部署「生涯学習推進室」が教育委員会社会教育課内に設置され、筆者が岐阜県庁から派遣され、室長として就任することになる。

以上が恵那市の生涯学習のまちづくりの経緯であるが、そこにはいくつかの課題があった。例を挙げると、各種生涯学習講座の点在、職業能力向上や資格取得のための講座の不在、大学等高等教育機関との連携の不在、「学んで生かす」の展開が弱い、生涯学習政策が地域自治区政策と結びついていない等である。これらの課題は、大別するならば、組織体制の問題すなわち生涯学習センター機能の不在と講座内容すなわち市民大学等の学習体系の未整備の問題と考えられた。恵那市には生涯学習センターも市民大学も整備されていなかったのである。

そこで筆者らは、市長に生涯学習センターの設置について上申したところ、それが認められ、平成24年7月の組織改正において、生涯学習推進室が発展解消する形で「恵那市生涯学習まちづくりセンター」が設置されたのである。職員は3人であるが、いずれも教育委員会と市長部局の企画部まちづくり推進課を併任し、名前のとおり、全庁的に生涯学習のまちづくりを推進する部署とされたのである。ここを拠点として、以後、平成24年度中をかけて、平成25年度開講の恵那市民大学「恵那三学塾」の開設準備が進められた。この市民大学の詳細については拙稿「現代の市民大学の意義と展望－恵那三学塾の事例から－」『滋賀大学社会連携研究センター報平成24年度活動報告』（滋賀大学、2013年）をご参照いただきたいが、本稿では、生涯学習センターの役割に絞って考察を進めたい。

4. 恵那市生涯学習まちづくりセンターの開設

(1) 求められる背景

はじめに、改めて恵那市生涯学習まちづくりセンターが求められていた背景を整理すると以下のとおりであった。

①市民の生涯学習活動を支援する機関の不在

恵那市では、市民の生涯学習活動を支援する機関としては、中央コミュニティセンター（公民館）と各地区にコミュニティセンター（公民館）があるが、その体制は各館とも公民館長と公民館主事の2人のみであり、しかも2人とも臨時職員という脆弱さである。当然ながら臨時職員には任期があり、公民館主事も有資格者を採用条件としていないため、その専門性や継続性に問題がある。また、中央公民館も各公民館の上部機関という位置づけではないため、指導的な役割を果たしているわけではない。

②全庁的に生涯学習政策を牽引する部署の不在

市役所内においても、生涯学習政策を専任とする部署はなく、教育委員会の社会教育課が生涯学習事業を所管していたが、全庁的に生涯学習政策を牽引するような体制にはなか

った。形式上は、首長部局と横断的に生涯学習政策を推進するため、「生涯学習関係課連絡会議」が組織されていたが、まったく形骸化していた。

③行政の縦割りではなく、総合的に地域の課題解決を図る機関の不在

市民の生涯学習活動は、地域の課題全般にわたるため、その解決を図ろうとすると行政の縦割りで対処できるものではない。例えば子育て支援といった場合は、教育委員会と首長部局双方にまたがることも多い。市民からの相談は窓口を一本化して受け止め、市役所各課をたらい回しにすることなく、関係機関にコーディネートするような総合的な機関が必要であった。

④地域に存在する様々なセクターや関係機関を結びつけ、コーディネートしていく機関の不在

上記の③とも関係するが、生涯学習政策は、もはや教育委員会内で完結するようなものではない。これまで社会教育施設間（例えば学校、公民館、図書館、博物館など）で構築してきたネットワークだけに留まらず、首長部局所管の施設（福祉施設、児童施設、産業施設など）との連携に加え、市役所外部の民間企業やNPO、大学等との連携も求められてくる。こうした地域に存在する様々な機関との連携をコーディネートする機関が必要であった。

⑤市の出先機関としての役割だけではなく、市民の活動の拠点の必要性

上記までは、市側（行政側）からみた機関としての必要性であったが、他方、生涯学習センターには市民側からみた視点も必要である。市民の活動の拠点として各地区のコミュニティセンター（公民館）があるわけだが、いずれの地区にも属さない総合的な拠点として生涯学習センターは必要であった。生涯学習政策の分野は、他の政策分野に比べ、市民協働を進められる領域でもある。市民協働の拠点としても生涯学習センターは必要であった。

⑥政策の評価・調査分析を行い、次なる戦略を策定していくシンクタンク機能の必要性

地方自治体においては、都道府県や大規模な市では、独自のシンクタンクを設置しているところもあるが、全般的に調査・研究を専門とする部署を持ち合わせていない。政策を企画立案し、実施していくためには、現状の調査・分析や実施後の評価・分析が重要である。生涯学習センターは、生涯学習政策分野はもとより、そのような自治体政策全般のシンクタンクとしての機能も求められている。

以上のような諸々の課題を背景にその解決を図るため、恵那市生涯学習まちづくりセンターは開設された。では、センターに期待される効果とはどのようなものか。整理すると以下のとおりである。

(2)期待される効果

①地域へ入っていくことによって市民へのきめ細かな支援が可能となる。

生涯学習まちづくりセンターの職員は、センター内にいて相談業務等を行うだけではなく、積極的に地域に出向き、地域の課題解決のための生涯学習に関する指導・助言を行うことが期待されている。これまで主に地域への指導・助言を行ってきたのは社会教育主事であったが、社会教育主事は、地域政策全般についての専門性について限界が指摘されている。生涯学習まちづくりセンターは教育委員会と首長部局双方の政策に精通し、組織と

して社会教育主事のようなコーディネート機能を果たすことが期待されている。

②地域の様々なセクター（市民、NPO、行政、大学、企業等）を結びつけることが可能となる。

求められる背景で述べたように、生涯学習センターには、さまざまなセクターを結びつける役割が期待されている。生涯学習センターが連結点となって、セクター間のネットワーク化や行政と市民の協働が促進されるという効果もある。恵那市の具体例の一つをあげると、今まで連携協定を結んでいながら実質的な連携が実現していなかった実践女子学園と、センターができたことによって、市民大学での連携講座が実現するという成果があった。

③市民・NPOをはじめ企業や大学関係者等様々なセクターが集まるプラットフォームの役割を果たす。

この点も上記と重なるが、恵那市では生涯学習まちづくりセンターがプラットフォームになって、多くの異業種の人々が集まるという成果を生んでいる。これには一つの工夫があった。生涯学習まちづくりセンターを、市役所庁舎内ではなく、市民が多く集まる市役所とは別の恵那文化センター内に設置したのである。このことによって、社会教育関係者のみならず、社会教育課のときには立ち寄ることが少なかった市民や企業、大学関係者などが、気軽に集まることができるプラットフォームとなったのである。

④生涯学習活動に関する相談、情報提供等窓口の一本化

この点も、求められる背景で述べたことに対応するものだが、生涯学習まちづくりセンターは生涯学習活動に関する市民からの総合相談窓口の機能と同時に市民への総合情報提供窓口の役割を担う。この点についてもちょっとした工夫がなされている。一つはこれまで、ばらばらに発行されていた市民講座（公民館講座）や出前講座のガイドブックを一冊に一元化したことである。もう一つは生涯学習まちづくりセンターならびに市民大学専用のWebサイトの開設である。このガイドブックやWebサイトを見れば、市の生涯学習政策はほぼ把握できるようになっている。

⑤生涯学習政策を牽引することによる市役所の活性化、公共施設の活性化。

生涯学習まちづくりセンターは、組織系統としては、教育委員会に位置づけられているが、職員は皆、首長部局の企画部まちづくり推進課と併任となっており、全庁的な機関として機能することが期待されている。しかし、それだけでは、これまでのように形骸化してしまう恐れがある。そこで、市民大学では、市役所各課が常設型の講座を受け持つカリキュラムとした。各課は必ず市民の前で講義を行わなくてはならなくなったのである。

また、逆に市役所担当課や図書館などから、生涯学習まちづくりセンターや市民大学と連携して事業を行いたいという申し出も出てきた。このように生涯学習まちづくりセンターや市民大学は、既存の担当課や施設の活性化にも役立つ効果があるといえる。

⑥市の政策に対する客観的な評価・調査分析と提言

この点も、求められる背景で述べたことに対応するものだが、生涯学習まちづくりセンターは生涯学習政策の評価測定のみならず、市のシンクタンク機能を担う役割が期待されている。生涯学習政策は、市政全般に及ぶからである。市役所各課に対して、日ごろから地域の様々なセクターと接していることを踏まえ、客観的な視点から、意見を述べるができるのもセンターの強みであろう。

5. 現代の市町村生涯学習センターの役割と今後の展望

以上、恵那市の生涯学習まちづくりセンターの事例をみてきたが、改めて、現代の市町村生涯学習センターの役割と今後の展望について考えると、以下の3点が考えられる。

第一に、実施事業についてであるが、市町村生涯学習センターは都道府県生涯学習センターと役割分担して、機能の特化を図る方向に向かっているのではないかという点である。

冒頭の文部科学省の調査結果から鑑みれば、都道府県は「指導者養成」を主とし、市町村は市民大学等の「学習機会の提供」に重点を置くという役割分担になろう。もちろん、市町村が域内の「指導者養成」事業を行うことを妨げるものではない。

第二に、機能については、教育委員会が首長部局かという所管を超えた総合的な調整機能がより重要になってくるであろうという点である。また行政内のみならず、民間企業等との連携や市民協働の重要性も増している。残念ながら現状としては、多くの市町村生涯学習センターはそのような総合的な調整機能を果たしているとはいいがたいが⁴⁾、行財政改革の観点からも、今後、生涯学習センターが、単独の機能だけで存続するとは思えない。生涯学習センターは自治体政策全般の“学び”のプラットフォームとして、そのコーディネート機能をますます強化していかななくてはならない。

第三に、生涯学習センターは今後さらに地域の拠点として地域づくりに関わっていくことが期待される点である。これまでの生涯学習センターの「地域」とは、学校教育や社会教育分野を通じての「地域」であったが、今後は自治体政策全般に及ぶ「地域」の課題を対象とする機会が増えよう。従って、センターを担う専門職員の人事配置についても十分考慮されなければならない。

以上、現代の市町村生涯学習センターの役割として主な3点を挙げたが、産学官を結びつけ、市民協働を実現し、市場原理に左右されずに公的な学習の場を提供し、関係機関をコーディネートできるのは公的機関である市町村生涯学習センターの最大の利点である。今後、ますますその重要性が高まっていくことは間違いなく、時代の変化に対応した機能強化が望まれる。

【注記・参考文献】

- 1) 当調査では、地域における生涯学習を推進するための中心機関として、以下①～⑧の全部または一部を行う施設を対象としたため、「社会教育調査」より、かなり多い数となっている。①生涯学習情報の提供及び学習相談に関すること②学習需要の把握及び学習プログラムの企画に関すること③地域の実情に応じて、必要な講座等を主催すること④生涯学習のための指導者・助言者等の養成・研修に関すること⑤生涯学習の成果に対する評価に関すること⑥生涯学習の成果の活用に関すること⑦生涯学習の推進に資する調査研究に関すること⑧関係機関との連携の推進及びネットワークの形成に関すること 調査方法：都道府県、市区町村の教育委員会を通じて郵送配布・回収 母数：1787 回収率：68.5%
- 2) 拙稿「地方自治体における現代の生涯学習関連フォーラムの課題と展望－嚶鳴フォーラムの事例から－」『日本生涯教育学会論集33』日本生涯教育会、2012年を参照。
- 3) 三学戒…「少にして学べば、則ち壮にして為すあり 壮にして学べば、則ち老いて衰えず 老いて学べば、則ち死して朽ちず」現代で言う生涯学習の大切さを説いた名言である。
- 4) 浅井経子『生涯学習概論－生涯学習社会への道－』2010年、理想社、49頁

恵那市生涯学習まちづくりセンター概念図

